

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、人工呼吸器の装着が必要な児童生徒その他の重度機能障害のある児童生徒が在籍する市立小中学校が実施する校外学習等において、市が補助金を交付することにより、行事への参加を拡充し、教育環境の充実を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助の対象となる事業は、市立小中学校において実施する人工呼吸器装着が必要な児童生徒その他の重度機能障害のある児童生徒が参加する次に掲げる行事のうち、当該児童生徒のために介護タクシーを利用する必要があると市長が認めたものとする。

(1) 校外学習

(2) 小学校自然宿泊体験学習

(3) 小中学校修学旅行

（補助対象者）

第3 補助の対象となる者は、茨木市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、小学校及び中学校をいう。）に在籍する児童生徒で、学校生活において人工呼吸器の装着が必要な児童生徒その他の重度機能障害のある児童生徒とする。

（介護タクシー利用）

第4 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、介護タクシーを利用する際に要する経費とする。

2 前項の介護タクシーは、道路運搬法第4条第1項、第43条第1項若しくは第78条第3号に規定する許可を受けた者又は同法第79条に規定する登録を受けた者とし、対象となる児童生徒が在籍する茨木市立小中学校の校長（以下「校長」という。）が利用の決定・配車を行うことができる。

（補助金額）

第5 補助金の額は、校外学習等に参加する対象児童1人当たり1年度50,000円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6 事前に介護タクシーの利用が決まっており補助金の交付を受けようとする校長は、茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請

しなければならない。

(1) 介護タクシー利用料金（消費税込み）がわかる見積書等（事業者が発行したものに限る。）

(2) 学校においても人工呼吸器装着が必要または、重度機能障害があるとわかる書類

(3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第8 第7の1の補助金交付決定通知書を受けたものは、茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、1について審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を概算払により交付する。

（変更の届出）

第10 第7補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の補助金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第11 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定等）

第12 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第13 第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補助の取消し等）

第17 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適當と認めたとき。

（市長の指示）

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から実施する。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

学校名

学校長名 校長

印

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金
交付申請書

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金の交付
を次のとおり申請します。

1 対象者 _____（ ）年（ ）組

2 行事名

3 行き先

4 実施日 _____年 _____月 _____日 ～ _____月 _____日

5 タクシー 事業者名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

6 申請額 _____円（消費税込み）

7 添付書類

- (1) 介護タクシー利用金額（消費税込み）を示した見積書等
- (2) 学校においても人工呼吸器装着が必要又は重度機能障害とわかる書類

様式第 2 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

所在地

学校名

学校長名 校長

様

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金交付決定
通知書

年 月 日付け申請の茨木市立小中学校の校外学習等における介護タ
クシー利用支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

茨木市立小中学校の校外学習における介護タクシー利用支援事業補助要綱を
遵守すること。

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 3 号（第 8 関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所在地
学校名
学校長名 校長 印

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金交付
請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木
市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金を次のとおり
請求します。

- 1 対 象 者 _____ （ ） 年 （ ） 組
- 2 行 き 先
- 3 実 施 日 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
- 4 金 額 _____ 円

様式第 4 号（第10関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

学校名

学校長名 校長



※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金
交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第 5 号（第10関係）

茨木市指令 第 号

所在地
学校名
学校長名 校長 様

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金変更承認
通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市立小中
学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金は、次の条件を付けて
変更承認します。

条 件

- | | |
|-------------|---|
| 1 交 付 決 定 額 | 円 |
| 2 変 更 増 減 額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 6 号（第11関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地

学校名

学校長名 校長

印

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 対象者 _____（ ）年（ ）組

2 行事名

3 行き先

4 実施日 年 月 日 ～ 月 日

5 タクシー業者名

6 支払額 _____円（消費税込み）

7 交付決定額 _____円（消費税込み）

8 精算額 _____円（消費税込み）

9 補助事業の成果

10 添付書類

（1）領収書等の写し

様式第 7 号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地

学校名

学校長名 校長

様

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金確定
通知書

年 月 日付け茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー
利用支援事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定しま
す。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

3 補助金差引額 円

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 8 号（第12関係）

年 月 日

（請求先） 茨木市長

所在地
学校名
学校長名 校長 印

茨木市立小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金
精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった茨木市立
小中学校の校外学習等における介護タクシー利用支援事業補助金精算追加分を次の
とおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円